

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 458

平成20年 3月3日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

1世帯当たりの金融資産2,965万円 生活における実感は果たして?

日本の家計が膨大な資産を保有する象徴として、2003年以降はデフレから一転して増加基調に転じたこともあり、「1,500兆円」という数字が頻繁に使われるようになった。この数字の根拠は、日本銀行が四半期ごとに発表する「資金循環勘定」に基づいている。最新のデータでは1,533兆円(07年3月確報値)。

公的な家計資産の統計には日銀のほかに、総務省「家計調査報告(貯蓄・負債編)」、金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」、郵政総合研究所「金融資産選択調査」がある。資産には金融資産と非金融資産(土地、住宅、在庫が代表的)とがあるが、これらを総合的に調査しているのが総務省の「全国消費実態調査」(家計の消費と貯蓄)で、5年サイクルで行われる。直近の調査でおよそ4年半前の04年11月までさかのぼるが、月次で実施される「家計調査」(貯蓄・負債は四半期)や内閣府「国民経済計算」(日銀データが基礎)よりは標本調査の範囲は極めて広い特徴を持つ。

日銀調査は全体標本で1,533兆円だが、家計調査で890兆円、金融資産調査で660兆円と標本や調査年月で差がある。日銀の数字を人口1人当たりの金融資産で見ると1,207万円、1世帯当たり2,965万円である。しかし、この数字は生活実感からはかけ離れているとの意見があることも確かであり、不透明な経済情勢の現状下において、生活への圧迫感は依然根強いと言える。

2006年中での受贈者は約37万人 相続時精算課税の課税対象は5%

国税庁が公表した2006年分の税務統計の贈与税関係(速報)によると、2006年中に贈与を受けた人は36万9,763人で、前年に比べて8.8%減と4年ぶりに減少した。また、贈与税の取得財産価額は2兆288億円で同14.6%の減少、納付税額は1,183億円で同2.1%の増加となった。この集計は、2007年6月30日までの申告または処理(更正、決定等)による課税事績を申告書、決議書等に基づいて作成したもの。

贈与税の取得財産価額を種類別に構成比をみると、暦年課税分は、「土地」が36.8%(3,467億円)、「現金預貯金等」が31.8%(2,992億円)、「有価証券」が21.4%(2,017億円)、また、相続時精算課税分は、「土地」が30.7%(3,334億円)、「現金預貯金等」が54.0%(5,866億円)、「有価証券」が10.7%(1,158億円)をそれぞれ占めた。相続時精算課税制度を利用した贈与は過半が現金預貯金となっている。

取得財産価額を種類別にみると、暦年課税分は受贈者28万7,992人、9,424億円、相続時精算課税分は同8万3,290人、1兆864億円だった。しかし、課税価格は基礎控除や特別控除などで大幅に減少し、最終的な贈与税額は、暦年課税分は課税人員が27万2,589人で911億円、相続時精算課税分が同4,100人で286億円となった。

相続時精算課税分は、特別控除を超えて20%課税の対象となったのは制度利用者全体の約5%に過ぎない。

今週のキーワード

家計資産

家計の財産にはプラスの財産(資産)とマイナスの財産(負債)があるが、純財産高は資産から負債を差し引いた値。「全国消費実態調査」での家計資産(純資産)は、金融資産と実物資産(非金融資産)に分けられている。1世帯当たりの平均保有額で表すため結果に偏りがある点は否めず、分布や中位数に注視する。各統計で数値が異なる理由として、日銀は、個人事業主の扱いを中心とした家計範囲の問題、保険・年金などの扱いによる資産範囲の問題、を挙げている。